

子ども

01 就学援助費・就学奨励費

【就学援助費】

経済的な理由で、義務教育への就学が困難な家庭の子どもに、就学援助費として学用品・修学旅行・給食などの費用を支給します。
 ※支給は世帯の収入状況などにより決定します。なお、平成27年度から収入額認定基準が緩和されました。詳しくは、町教育委員会学校教育課または各地区の民生委員へ相談してください。

【就学奨励費】

小中学校の特別支援学級の児童生徒に、就学奨励費として学用品・修学旅行・給食などの費用（就学援助費の2分の1）を支給します。
 ※支給には条件がありますので、年度初めに在学している学校へ相談のうえ申請してください。

▼申請・問合せ先
 町教育委員会
 学校教育課
 ☎47-5021-50
 41



02 災害遺児手当

交通災害や労働災害で親などを失った児童の保護者に災害遺児手当を支給します。

▼対象（次の①か②に該当する人）

- ① 交通災害・労働災害で生計の中心である父や母などを失った児童
- ② 交通災害・労働災害で生計の中心である父や母が障害の状態となった児童

▼支給金額

【遺児一人につき】 月額3,000円

▼申請方法 住民票の写し、事故などを証明する書類、障害の程度を証明する書類、在学証明、印鑑などをそろえて役場子ども支援課に直接申請する

▼申請・問合せ先 役場子ども支援課
 ☎47-5023

高齢者

03 配食サービス



栄養満点でおいしいお弁当

高齢の人などに、安否確認を兼ねて栄養バランスのとれた食事（お弁当）を配食しています。

▼対象（次の①～③のいずれかに該当し、調理が困難な人）

- ① おおむね65歳以上の単身世帯
- ② 高齢者のみの世帯
- ③ 重度障害者

▼配食日 月～土曜日のうち、希望曜日に夕食を提供

▼費用 1食400円

▼申請・問合せ先 町域包括支援センター
 ☎1-80-9300、役場健康福祉課
 ☎47-5021

04 緊急通報装置の無料貸出

一人暮らしの高齢の人などに「高齢者等緊急通報装置」を無料で貸し出しています。これは、消防署と電話回線を直通にすることによって、急病・災害などもしものときに迅速な救護を行うためのものです。

▼対象（次の①～④のいずれかに該当する人）

- ① おおむね65歳以上の単身世帯
- ② 高齢者のみの世帯
- ③ 昼間高齢者世帯
- ④ 身体障害者のみの世帯で、健康状態や身体状況または日常生活動作に支障のある人

▼申請方法 役場健康福祉課または各地区の民生委員に申請する

▼申請・問合せ先 役場健康福祉課
 ☎47-5022、各地区の民生委員



急病などの緊急時にペンダントのボタンを押すだけで消防署に通報します

05 介護用車両の購入費補助

要介護者の福祉の向上や家族の負担を軽減するために、在宅の重度身体障害児（者）や寝たきりの高齢の人を乗せる「車いす仕様車両」の購入や改造にかかる費用の一部を補助します。

▼対象者

- ① 次の①か②に該当する人やその家族
- ② ①下肢、体幹障害の1・2級
- ③ おおむね65歳以上で寝たきりの人

▼補助対象

対象	補助金額（福祉車両1台当たり）
新車	10万円
中古車	a.初度登録年月から36か月以内 6万円 b.初度登録年月から37か月以上 3万円
改造費	改造費用の3分の2の金額（上限 10万円）

車両によっては福祉車両と認められない場合もありますので、申請する前に必ず役場健康福祉課にご相談ください。

▼申請方法 役場健康福祉課に直接申請する
 ▼申請・問合せ先 役場健康福祉課
 ☎47-5022

06 出張理・美容サービス

在宅で生活している寝たきりの高齢の人などに快適な生活を送ってもらうため、出張理・美容サービスを行っています。

▼対象者

- ① 次の①～④のいずれかに該当し、理髪店や美容院に行けない人
- ② おおむね65歳以上の単身世帯
- ③ 高齢者のみの世帯
- ④ 重度障害者

④ 要介護認定4以上の認定をうけた人（一年以上）

▼内容 利用券（2,500円相当）を年間4枚支給

※差額は自己負担です。
 ※サービスは邑染町理容師会、美容組合館林支部邑染地区加盟の協力店が行います。

▼申請方法 役場健康福祉課に直接申請する
 ▼申請・問合せ先 役場健康福祉課
 ☎47-5022



07 紙おむつの支給

在宅で生活している寝たきりの高齢の人に、紙おむつなどの支給を行っています。

▼対象（次の①か②に該当する人やその家族）

- ① 町内に住所がある65歳以上の寝たきり高齢者などで、要介護認定4以上の認定を受けた人
- ② 身体障害者1級・2級、療育手帳Aの認定を受けた人

▼支給内容 紙おむつを1人につき月2袋、または1袋と尿取りパット2袋のセットで支給

▼申請方法 役場健康福祉課に直接申請する

▼申請・問合せ先 役場健康福祉課
 ☎47-5022

08 通院の交通費を支給

じん臓機能障害の人などに通院時の交通費を支給します。

▼内容 人工透析療法などを受けるため、医療機関への通院に要した交通費の一部を補助



通院で公共交通機関を利用した人も忘れず

▼対象（申請者の当該年度分の町民税額が非課税の人で、次の①か②に該当する人）

- ① じん臓機能障害の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して人工透析療法を受けている
- ② 小腸機能障害の身体障害者手帳を持ち、通院して中心静脈栄養法などを受けている

▼支給額 月額2,600～5,200円

※通院距離により変わります。

▼申請方法 役場健康福祉課に直接申請する

▼申請・問合せ先 役場健康福祉課
 ☎47-5024



生活

09 住宅リフォームの補助金

個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成します。

- ▼対象(次の①～③全てに該当する人)
 - ①町内在住で、住民登録がある人
 - ②町税などの滞納がない人
 - ③リフォーム工事について、町で実施している他の制度による住宅の改造補修に係る助成金を受けていないこと
- ▼補助対象住宅(次の①・②全てに該当する住宅)
 - ①自らが町内に所有し、かつ居住する住宅



- ②住宅に居住部分以外の部分がある場合は、自ら居住する部分
- ▼補助対象となるリフォーム(次の①～③全てに該当するリフォーム)
 - ①町内施工業者による住宅リフォーム
 - ②工事費(消費税除く)が20万円以上
 - ③住宅の機能維持・機能向上を目的に行う住宅本体の改修、模様替え、増築など
- ▼対象となる工事
 - 住宅の増改築、内装・外装工事、建具工事(戸・障子・ふすま)、畳の張替え、ガラス工事(アルミサッシ・戸)、台所・トイレ・風呂など水回り工事など

! 申請前の工事は対象になりませんので、ご注意ください

▼対象とならない工事

- 住宅本体以外の工事(物置・車庫・別棟離れの建築工事)、購入設備(家電製品・家具・備品 など)
- ▼補助金額
 - 工事費(消費税別)の5%
 - ※最高限度額10万円。
- ▼申請・問合せ 役場商工振興課 47-5026

10 木造住宅の耐震化サポート

- 【木造住宅耐震診断】
 - 旧建築基準法で造られた町内の木造住宅を対象に、町が耐震診断者を派遣して耐震診断します。



- ▼対象となる建物(次の①～③全てに該当する建物)
 - ①昭和56年5月31日以前に着工した、一戸建て木造住宅または併用住宅(居住部分の床面積が2分の1以上)
 - ②平屋建てまたは2階建て
 - ③在来軸組工法で建築したもの
- ▼申請できる人(次の①・②全てに該当する人)
 - ①対象住宅の所有者で居住者
 - ②町税などの滞納がない人
- ▼申請期間 4月20日(月)～12月18日(金)
- ▼申請方法 役場都市建設課に直接申請する
- ▼必要書類 建築確認申請書(建築確認済証)、認印
- ▼費用 1,000円(診断者への交通費)
- 【木造住宅耐震改修補助事業(精密診断・耐震改修工事)】
 - 木造住宅耐震診断を受けた住宅が対象になります。
 - ▼精密耐震診断の補助金
 - 費用の2分の1の額(上限13万4千円)
 - ▼耐震改修工事の補助金
 - 費用の2分の1の額(上限80万円)
- ※申請方法や必要書類については、事前に役場都市建設課に確認し、手続きを進めてください。
- ▼申請・問合せ 役場都市建設課 47-5031

12 狭あい道路の整備

市街化区域内の幅員が4mに満たない、通行や災害時の避難に支障がある道路(狭あい道路)について、幅幅を推進します。

▼対象となる土地(次の①・②全てに該当する土地)

- ①中野字十三坊塚の土地(行政区の6区の一部の土地)
 - ②幅員4m未満の道路に接する土地
- ※土地の形状や建物、工作物などの状況により申請を受けられない場合があります。

▼拡幅の内容 幅員が4m未満の道路の中心線から3m以上の後退が原則です。後退した私有地については、町への寄付または町の定めた額で売り渡していただきます。

※その他詳細は役場都市建設課までお問合せください。

▼申請できる人(次の①または②に該当する人)

- ①対象となる土地の所有者
 - ②対象となる土地の住宅などの建築主
- ※②は土地所有者の同意が必要。
- ▼申請期間 4月20日(月)～7月3日(金)
- ※予算額に達した場合は、申請期間中でも締め切る場合があります。
- ▼申請方法 役場都市建設課に直接申請する
- ▼必要書類 位置図、配置図、納税証明書など

13 おうらお知らせメール



- ※各種の条件がありますので、事前に役場都市建設課にご相談ください。
- ▼申請・問合せ 役場都市建設課 47-5031

▼緊急情報(随時配信)

- 防災情報▼地震や台風などの災害情報(町に災害対策本部が設置されたとき)
- 防犯情報▼不審者・防犯についての情報
- 緊急情報▼迷い人の情報や町などが主催する一部の行事の中止のお知らせ
- 注意報▼光化学オキシダント注意報
- 選挙結果▼町議会議員選挙・町長選挙の結果
- ▼イベント情報(月2回)
 - 町内、近隣市町(邑楽郡・館林市・太田市)で行われる主なイベントなどの情報
- ▼申込方法
 - 【携帯電話】①町携帯用ホームページにアクセス ②トップページ下『おうちお知らせメール』登録ページのメニューから登録する
 - 【パソコン・スマホ】①町ホームページにアクセス ②トップページ右側

健康

14 人間ドック費用の助成

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している人が健康管理や健康維持のために人間ドックを受診する場合、検診費用の一部を年度中1回に限り助成します。

- ▼対象(次の①～④全てに該当する人)
 - ①町に住民登録がある
 - ②国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している
 - ③国民健康保険または後期高齢者医療保険料に滞納がない
 - ④年度内に町の健診(特定健診)を受けていない
- ▼助成費用
 - 日帰り人間ドック 1万5,000円
 - 一泊人間ドック 2万円
- ▼申請期間 健診日から1年以内



「おうらお知らせメール申し込み」のメニューから登録する

▼町ホームページアドレス・QRコード <http://www.town.ora.gunma.jp/>

15 生活習慣病健診

- ▼申請方法 役場住民課へ必要書類を持参して直接申請する
- ▼必要書類 健診結果報告書、人間ドック健診費の領収書、保険証、印鑑預金通帳(ゆうちょ銀行以外)、町の健診(特定健診)受診票・受診券
- ▼申請・問合せ 役場住民課 47-5020
- ▼期日 4月20日(月)、28日(火)
- ▼受付時間 午前8時30分～11時15分
- ▼会場 保健センター
- ▼対象 30～39歳で、勤務先などで健診を受ける機会のない人(平成28年3月31日現在の年齢)
- ※昨年または一昨年に受診した人と30歳と35歳の節目年齢の人に健診受診票を送付します。
- ▼内容 計測、血圧、検尿、血液検査(肝機能・貧血・血糖・脂質の検査)、診察
- ▼健診費用 500円
- ▼申込方法 電話または直接保健センターへ申し込む
- ▼申込・問合せ 保健センター 88-5533



11 アスベスト含有調査

安全

アスベスト含有調査事業を行う建築物の所有者などを対象に補助金を交付します。

- ▼対象となる建築物 町内にある民間の建物で、過去に同様の補助金を受けていない建物
- ▼対象者(次の①～③全てに該当することが条件)
 - ①所有者または区分所有者団体(条件あり)
 - ②国や地方公共団体などが設立、または出資などをする法人ではないこと
 - ③同一棟の補助対象建築物で、要綱に定める補助金を受けていないこと
- ▼補助金の対象額 含有調査事業の費用で請負者に支払う額(1,000円未満切り捨て)対象建築物1棟につき上限25万円
- ▼申込方法 役場都市建設課へ直接申し込む
- ※募集要項や申請用紙は役場都市建設課にあります。
- ▼募集期間 4月20日(月)～12月18日(金)
- ※各種の条件がありますので、事前に役場都市建設課にご相談ください。
- ▼申請・問合せ 役場都市建設課 47-5031

子どもの定期予防接種

・生ワクチン→生きた細菌やウイルスの毒性を弱めてつくったもの。接種することでその病気にかかった場合と同じように免疫ができる。
 ・不活化ワクチン→細菌やウイルスを殺し、免疫をつくるのに必要な成分をとり出し、毒性をなくしてつくったもの。数回の接種が必要。

ワクチン	予防接種名	望ましい接種時期	接種回数	対象年齢	接種場所
不活化	ヒブ ※注意1	初回 3回 生後2～7か月	4～8週間隔で3回	生後2か月～5歳に 至るまで	医療機関 (個別接種)
不活化	小児用肺炎球菌 ※注意1	初回 3回 生後2～7か月	4週間以上間隔を おいて3回	生後2か月～5歳 に至るまで	医療機関 (個別接種)
不活化	四種混合 ※注意2 百日せき・ジフテリア・ 破傷風・ポリオ	第1期 初回 3回 生後3か月～1歳	3～8週間隔で3回	生後3か月～7歳6か 月に至るまで	医療機関 (個別接種)
生	BCG	追加 初回3回終了後、 1年～1年半	初回3回終了後、6か 月以上間隔をおいて1回	生後12か月に至るま で	医療機関 (個別接種)
不活化	二種混合 ジフテリア・破傷風 ※四種混合または三種混合の 第2期として扱う	生後5～8か月	1回	生後12か月に至るま で	医療機関 (個別接種)
生	麻しん 風しん混合	第1期 1歳になったらすぐに	1回	満1歳～2歳に至るま で	医療機関 (個別接種)
生	水痘 (水ぼうそう)	第2期 年長児になったらすぐに (小学校就学前の1年間)	1回	小学校就学前の 4月1日～3月31日まで	医療機関 (個別接種)
生	水痘 (水ぼうそう)	1回目 1歳～1歳3か月	3か月以上の間隔で2回	1歳～3歳に至るま で	医療機関 (個別接種)
不活化	日本脳炎 ※注意3	2回目 1歳半～2歳3か月	3か月以上の間隔で2回	1歳～3歳に至るま で	医療機関 (個別接種)
不活化	日本脳炎 ※注意3	第1期 初回 2回 3歳を過ぎたら	1～4週間隔で2回	生後6か月～7歳6か 月に至るまで ※注意3	医療機関 (個別接種)
不活化	日本脳炎 ※注意3	第2期 追加 4～5歳	初回2回終了後、 おおむね1年後に1回	生後6か月～7歳6か 月に至るまで ※注意3	医療機関 (個別接種)
不活化	子宮頸がん 予防ワクチン ※注意4	9～10歳	1回	9歳以上13歳未満	医療機関 (個別接種)
不活化	子宮頸がん 予防ワクチン ※注意4	中学1年生	初回接種・初回接種から1 か月または2か月後(ワク チンにより異なる)・初回 接種から6か月後の計3回	小学6年生～高校1年生に あたる年齢の女子 ※注意4	医療機関 (個別接種)

※注意1 ヒブ・小児用肺炎球菌は、接種開始月齢により接種回数が異なります。
 ※注意2 四種混合を接種する人は、三種混合とポリオの接種は必要ありません。
 ※注意3 三種混合・ポリオの接種が必要な人は保健センターへご連絡ください。
 ※注意4 日本脳炎は生後6か月から接種できます。3歳未満で接種する場合は、事前に保健センターへご連絡ください。
 ※注意5 子宮頸がん予防ワクチンは現在、積極的な接種勧奨を差し控えていますが、接種を希望する人は事前に保健センターへご連絡ください。

麻しん風しん混合(第2期)・日本脳炎(第2期)、二種混合は、
該当年齢時にお知らせします。

予防接種サポート

問合先 保健センター ☎88-5533

16 麻しん風しん混合

麻しんは感染力が強く、感染すると重症化する病気です。「麻しんにならない、麻しんにさせない」ため、早めの接種をお願いします。

▼対象者

1期▽満1歳～2歳に至るまでの幼児
 2期▽来年小学校入学の幼児
 (平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ)

▼接種期間

1期▽満1歳～2歳に至るまで
 2期▽4月1日(日)～平成28年3月31日(日)

▼予防接種ができる医療機関

館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

▼接種費用 無料

17 二種混合

二種混合ワクチン(ジフテリア・破傷風)は、乳幼児期の三種混合ワクチンの2期として、小学6年生に接種します。ジフテリア・破傷風の予防のため、早めの接種をお願いします。

▼対象者 平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ

▼接種期間 4月1日(日)～平成28年3月31日(日)

18 風しん予防接種

▼予防接種ができる医療機関
 館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

▼接種費用 無料

19 肺炎球菌予防接種

高齢の人の肺炎球菌予防接種費用の一部を助成します。

【定期接種】

▼対象 ①次の年齢で、自ら接種を希望する人

年齢	生年月日
65歳	昭和25年4月2日～26年4月1日
70歳	昭和20年4月2日～21年4月1日
75歳	昭和15年4月2日～16年4月1日
80歳	昭和10年4月2日～11年4月1日
85歳	昭和5年4月2日～6年4月1日
90歳	大正14年4月2日～15年4月1日
95歳	大正9年4月2日～10年4月1日
100歳	大正4年4月2日～5年4月1日

※接種日時時点の年齢。



肺炎は平成26年に町の死亡原因の第2位となっています。肺炎球菌性肺炎は成人肺炎の約25～40%を占め、高齢者は重症化しやすい傾向にあります

19 肺炎球菌予防接種

▼予防接種ができる医療機関
 館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

▼接種費用 5,000円

▼申請方法 接種後、申請書兼請求書に必要事項を記入し押印のうえ、必要書類(領収書・通帳のコピーなど)を添付し、保健センターへ提出する

▼申請先 保健センター

20 二種混合

二種混合ワクチン(ジフテリア・破傷風)は、乳幼児期の三種混合ワクチンの2期として、小学6年生に接種します。ジフテリア・破傷風の予防のため、早めの接種をお願いします。

▼対象者 平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ

▼接種期間 4月1日(日)～平成28年3月31日(日)

▼接種費用 無料

※実施期間外での接種は全額自己負担。

【任意接種】

▼対象者 接種日に町に住居登録があり、接種日当日が75歳以上の、初めて成人用肺炎球菌ワクチンを接種する人

▼接種費用 2,000円

▼申請方法 接種前に保健センターへ連絡し、接種後、申請書兼請求書に必要事項を記入し押印のうえ、必要書類(領収書・通帳のコピーなど)を添付し、保健センターへ提出する

▼申請先 保健センター

▼接種期間 4月1日(日)～平成28年3月31日(日)

※平成27年3月31日以前に接種したものは対象外。